



# **再生可能エネルギー地域共生促進税について ～地域と共生する再生可能エネルギーの推進を目指して～**

**宮城県環境生活部次世代エネルギー室**

## 1. 検討の背景、目的

- (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況
- (2) 宮城県のこれまでの取組等

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

## 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

## 5. まとめ

# 1. 検討の背景、目的

## (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

### ① 再エネ導入の必要性

#### ➤ 国の動き

- ・ 2020年10月
- ・ 2021年10月
- ・ 2021年10月

「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言  
「地球温暖化対策計画」改定  
**2030年度温室効果ガス46%削減**（2013年度比）  
第6次エネルギー基本計画  
**再エネの電源構成比36－38%**（2030年）

#### ➤ 県の動き

- ・ 2023年3月

「**みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略**」を策定

再エネ導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしている。

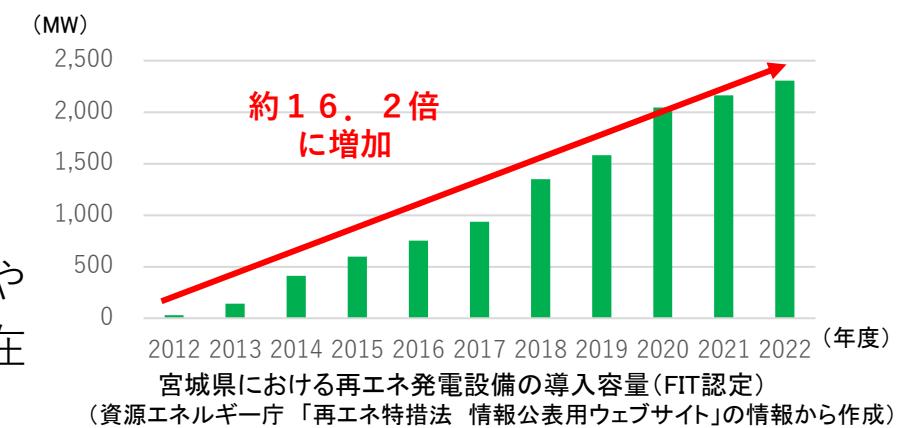


# 1. 検討の背景、目的

## (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

## (2) 再エネ導入による問題点等

FIT制度（再エネ電力を固定価格で一定期間買い取る制度）により、急速に再エネ導入が進んだが、土砂災害等の安全面の不安や、景観や環境への影響等をめぐる地元との調整における課題が全国各地で顕在化しており、県内でも反対運動等が起きていた。



土砂災害の発生(他県の例)



景観への影響(他県の例)



出典:2021年3月1日 資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第25回)資料「今後の再生可能エネルギー政策について」

# 1. 検討の背景、目的

## (2) 宮城県のこれまでの取組等

- ・令和元年9月 再エネ施設の望ましい設置のあり方について検討開始
- ・令和2年4月 太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定
- ・令和4年7月 太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正  
反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、規制強化の可能性や新たな対策を引き続き検討

- 地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要があり、事業が実施可能となる。
- 地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべき。
- 環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めて、事業者の姿勢次第では、森林開発抑制にはつながらない。

再エネの最大限導入と、環境保全の両立を目指す新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入

ポイント

再エネの規制策ではなく、再エネの地域共生の促進策

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要 施行日（令和6年4月1日）

項目	内容
課 税 客 体	0.5haを超える森林の開発行為を行った区域内に設置し、発電事業の用に供することができる太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備 ※当該開発区域（=0.5haを超える森林を開発した区域）における開発行為の完了から5年以内に再エネ設置工事に着手した場合も、課税対象となる。
納 税 義 務 者	課税客体となる再エネ発電設備の所有者
課 税 標 準	再エネ発電設備の <b>総発電出力</b> (kW)
税 率	再エネ種ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定 (円／kW) ※バイオマスを除く
非 課 税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村長の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適 用 除 外	施行日時点で、稼働済み及び着工済みの施設は課税対象外
条例の有効期間	5年（失効前に廃止・継続などを再検討） ※再エネや環境保全を取り巻く社会情勢などは、大きく変動しうる。概ね3～5年程度を目途に、新税の役割や効果を検証し、課税の在り方について再度検討する。

税収があった場合には、本税の趣旨から、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

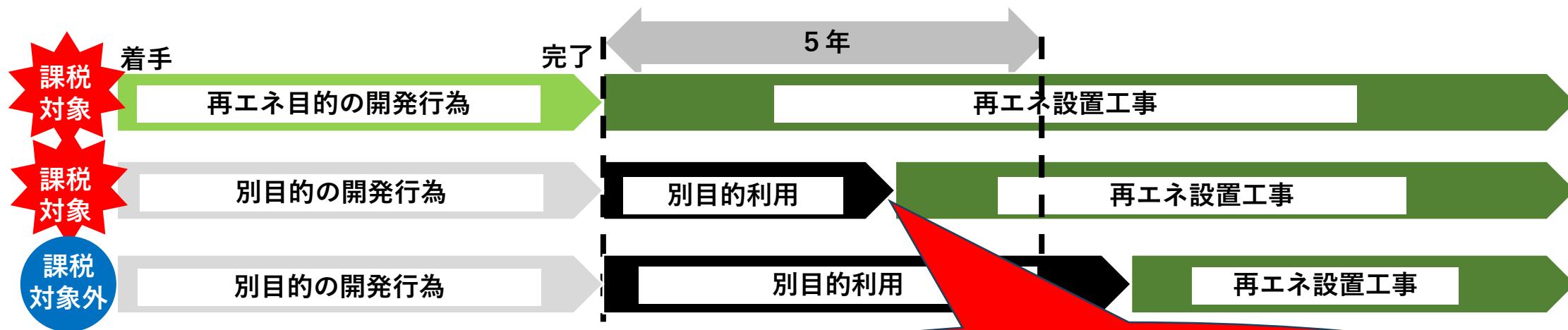
### 課税対象

#### 【税条例の対象】

0.5ヘクタールを超える森林（国有林・地域森林計画対象民有林）における開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）を行った区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの※であって、発電事業の用に供することができる太陽光・風力・バイオマス発電設備（宮城県内にその発電設備の全部または一部が所在するものに限る。）

※「開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの」が対象

⇒森林の開発完了後、5年以上別の目的で活用された土地に再エネ発電設備を設置する場合は課税対象外



#### 【納税義務者】

上記の発電設備の所有者

再エネ設置工事開始時点で森林でなく  
ても課税対象になる場合がある

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 適用除外

適用除外となる再エネ発電設備

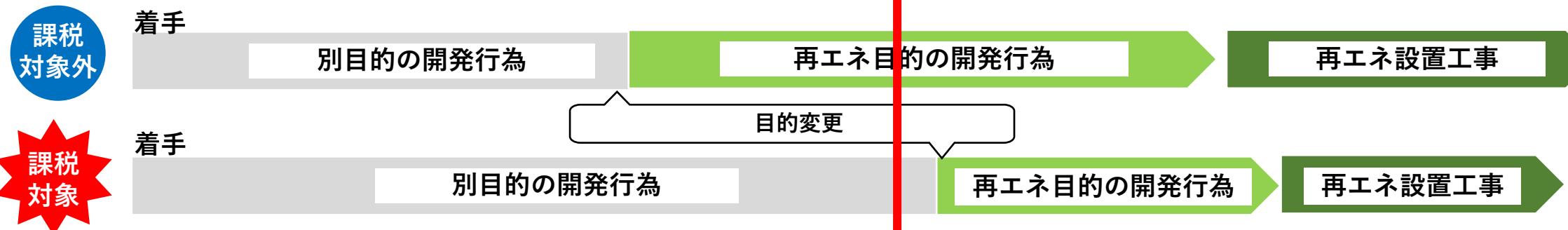
- ① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの



- ② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの



- ③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの

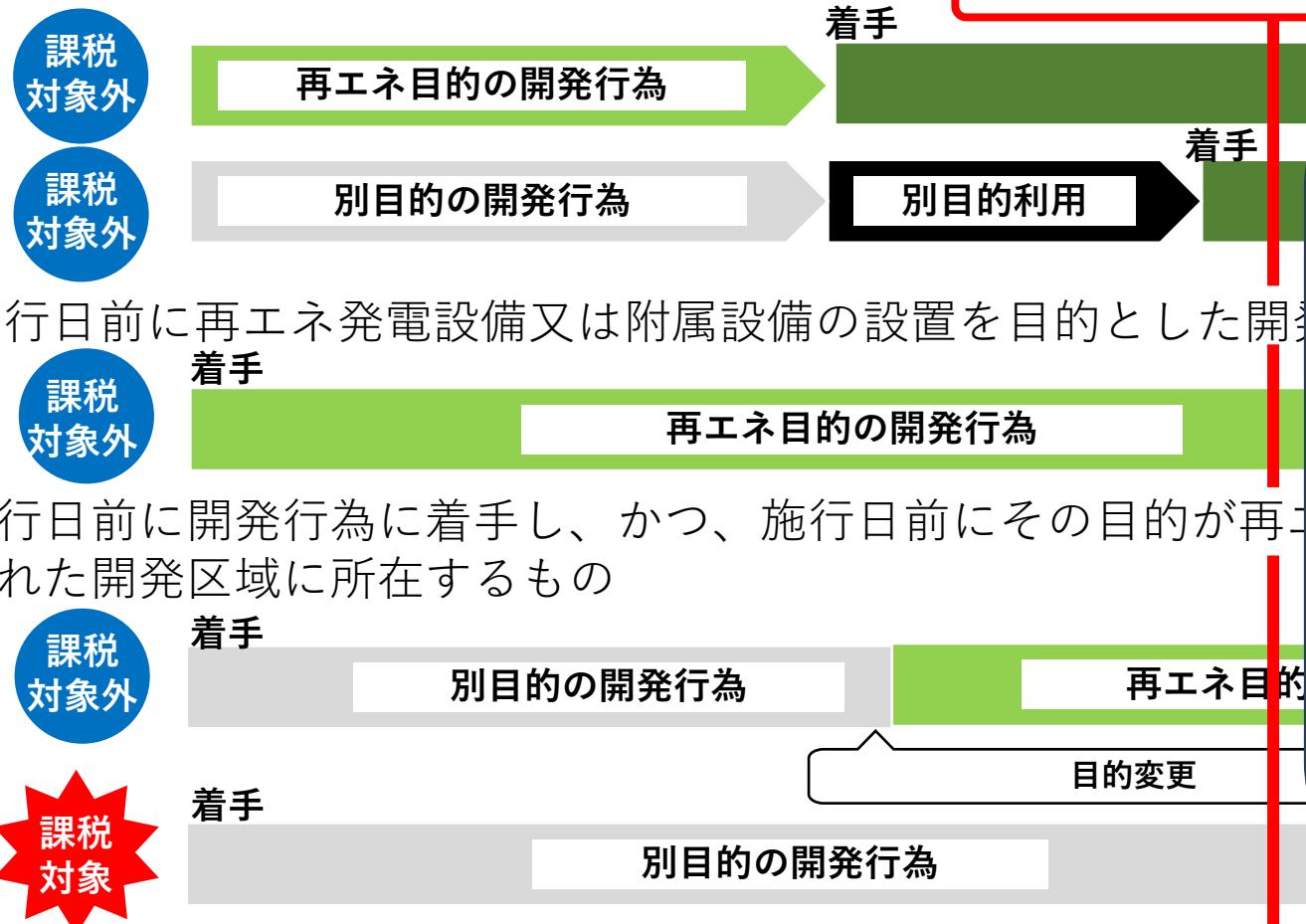


## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 適用除外

適用除外となる再エネ発電設備

- ① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの



- ② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手したもの

- ③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ目的に変更された開発区域に所在するもの

**課税対象外**  
令和6年4月1日までに再エネ目的の工事に着手している場合（既存設備を含む）

**課税対象**  
令和6年4月1日までに工事に着手していたが、再エネ目的ではなく、令和6年4月1日以降に再エネ目的に変更した場合

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ①課税標準、②税率

単年度に納付すべき  
税額

=

課税標準

×

税率

発電設備が設置されて  
いる期間は毎年課税

賦課期日時点における  
再エネ発電設備の  
総発電出力 [kW]※



エネルギー種毎に  
設定 [円/kW]

※再エネ発電設備又は附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分して課税標準を算出

※賦課期日（毎年1月1日）時点での再エネ発電設備の所有者は、「どこにどのような設備を持っているか」を1月31日までに県税事務所に対し申告する。

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 課税額の計算方法 ②税率

▶太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

#### ●太陽光発電設備

FIT 価格等	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	<b>620</b>	<b>760</b>	<b>1,050</b>	<b>1,340</b>	<b>1,630</b>	<b>1,920</b>	<b>2,210</b>	<b>2,500</b>
FIT 価格等	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	<b>2,790</b>	<b>3,080</b>	<b>3,960</b>	<b>4,840</b>	<b>5,710</b>	<b>6,300</b>	<b>7,170</b>	<b>8,340</b>

#### ●風力発電設備

FIT 価格等	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	<b>2,470</b>	<b>2,920</b>	<b>3,380</b>	<b>3,830</b>	<b>4,290</b>	<b>4,740</b>

●バイオマス発電設備：税率 **1,050円/kW**

※FIT制度による調達価格が10円未満（太陽光）、16円未満（風力）の場合に加え、FIP、非FIT/FIP（PPA、自家消費など）の発電設備を含む。

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 課税額の計算方法 ③計算例

単年度に納付すべき  
税額

=

課税標準

×

税率

例：①非FITの太陽光発電設備（3MW）の場合

$$3,000[\text{kW}] \times 620[\text{円}/\text{kW}] = 186\text{万円}/\text{年}$$

②平成27年度にFIT認定を得た風力発電設備（10MW）の場合

調達価格…22円（税抜）

$$10,000[\text{kW}] \times 4,740[\text{円}/\text{kW}] = 47,400\text{万円}/\text{年}$$

③バイオマス発電設備（1.5MWで、再エネ発電設備等設置面積のうち1/2が開発区域内）  
の場合

$$1,500[\text{kW}] \times 1/2 \times 1,050[\text{円}/\text{kW}] = 78万7,500\text{円}/\text{年}$$

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 課税対象とならない場合

#### 【非課税となる再エネ発電設備】

- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、**地球温暖化対策の推進に関する法律**に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電に関する法律**に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

### 地域と共生した再エネ事業

※ 複数の市町村に事業区域がまたがり、片方の市町村でしか認定が得られない場合等は、非課税とはならず、総発電出力を設置面積で按分し、課税標準を算出

※ 事業譲渡等により所有者又は事業者が変更になる場合は、事業計画の変更認定等が必要

## 2. 再エネ地域共生促進税の概要

### 減免を受けられる場合

- 減免の対象：次に掲げる再エネ発電設備のうち、知事が必要と認めるもの
  - A) 賦課期日後に、【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥のいずれかに該当すること（促進事業等として認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備）となったもの
  - B) 家屋（住家、店舗、工場等）が所在する開発区域内に設置された再エネ発電設備であって、発電により得られる電力を専ら当該家屋（住家、店舗、工場等）において消費するものとして知事が認定したもの
- 減免額：減免申請書の提出以降に納付期日がくる税額の全額

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

再エネ地域共生促進税では、地域と共生した再エネ事業を促進するため、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等に使用する再エネ発電設備を非課税としている。

#### 課題（市町村、事業者、審議会からの意見等）

- ・促進区域の設定に関する基準を示したり、市町村へのアドバイス、情報共有などを図ってほしい。
- ・地域と共生できていることをどのように判断するのか。地域の合意形成については、定量的に評価するのが難しい。
- ・具体的にこういった手続きを踏めば非課税になるというところを明確にすべき。
- ・市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか。
- ・地域との合意形成に関する判断基準やガイドライン等があれば画期的である。



意見等を踏まえ対応策を検討

#### 対応策

県が、『地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関係）』を策定し、円滑に促進区域の設定、促進事業、「準ずる事業」の認定等が進むよう取り組むこととした。

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

#### 【策定にあたっての基本的な考え方】

- 市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による促進区域の設定を含む地域脱炭素化促進事業計画や「準ずる事業」の認定を想定して定める
- 国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため、主に「地域の合意形成」の方法について定める
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

#### 【策定のスケジュール】

- 令和5年5月 ガイドライン（骨子案）公表
- 令和5年7月 ガイドライン（案）公表
- 令和5年9月 ガイドライン第一版 策定
- 令和6年6月 ガイドライン第二版 策定

} 市町村、事業者、環境省、有識者などに説明し、  
いただいた御意見等を反映

→継続的に市町村を伴走型で支援し、得られた知見等を踏まえ、適宜ガイドラインを見直していく

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

#### ガイドラインの構成

##### 【本編】

- 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等
- 2 ガイドラインの役割等
- 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方
- 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方
- 5 協議会の設置の手順・運営方法等
- 6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等
- 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係

##### 【様式・参考資料編】

- ・ 協議等に係る様式（地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シートを含む）
- ・ 市町村担当部署一覧
- ・ 地域協議会規約例

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

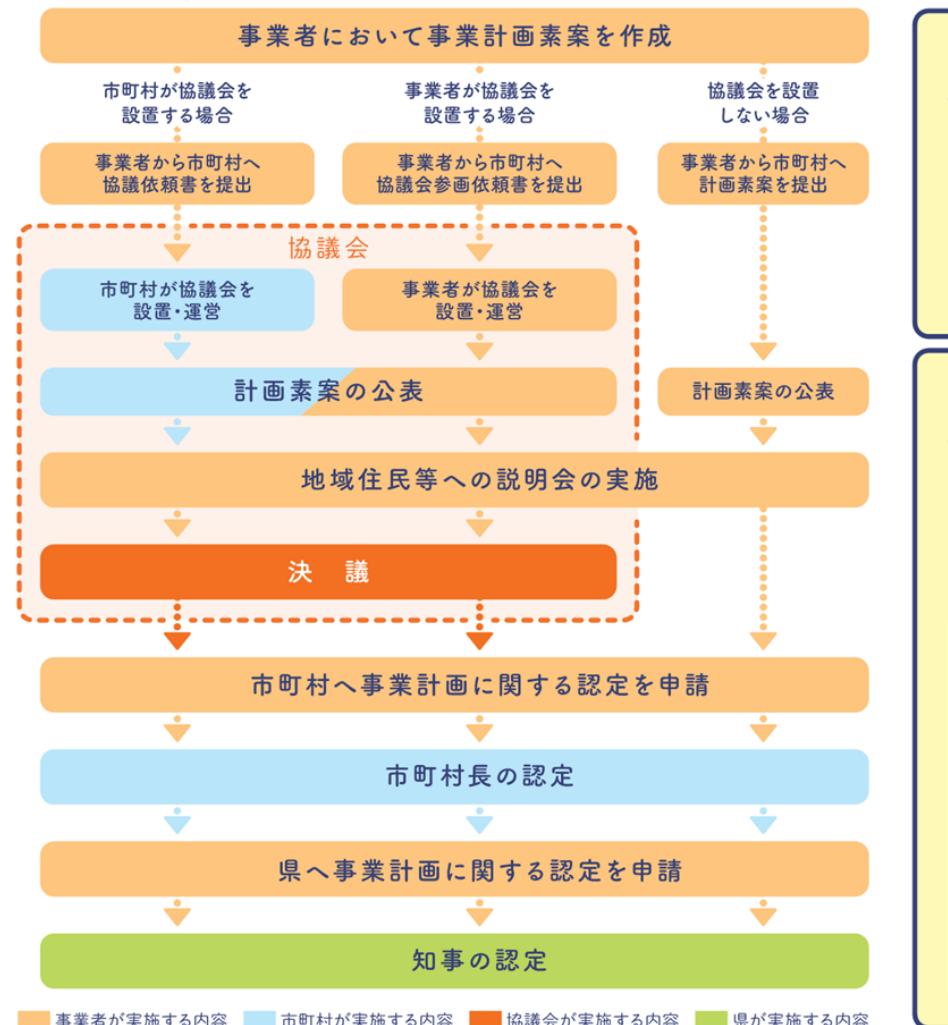
#### 【本編】3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

- (1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること
- (2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること
- (3) 地域の考え方を尊重すること
- (4) 前提条件を踏まえ議論すること
  - ① 再エネを最大限導入することは必要であること
  - ② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること
  - ③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
  - ④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること
  - ⑤ 財産権等の権利を尊重すること
  - ⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

#### 【本編】4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方

《「準ずる事業」の認定までのフロー》



##### POINT 01

県・市町村担当部署への事前相談、事業計画骨子案や地域貢献策等についての自治会・地域の産業団体等へのヒアリングを実施した上で、事業計画素案を作成。

##### POINT 02

事業者が協議会を設立する場合も、構成員の人選、運営方法等は市町村と協議の上で決定。

協議会の構成員(例)

区分	構成員
市町村	担当課長等
行政機関	関係行政機関・関係地方公共団体
地域住民	自治会や住民団体の代表者
産業団体	森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会等の代表者
有識者	社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
事業者	再エネ発電設備設置を計画する事業者
その他市町村長が必要と認める者(環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関等)	

### 3. 温対法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインの概要

#### 【本編】5 協議会の設置の手順・運営方法等

認定要件等と「決議において最も意見を尊重すべき構成員」

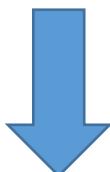
※市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済みで、方針を定めている場合

番号	協議すべき認定要件等	決議において最も意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
2	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	－
(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	地域住民、産業団体、（市町村※）
3	地域脱炭素化促進施設周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等	－
4	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	市町村、行政機関
5	事業終了後の対応	地域住民
6	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村
7	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施	－
8	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	－
9	地域の合意形成・地域の理解の状況	地域住民、産業団体
10	総合判定	－

## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

【地域共生の観点から非課税となるもの】

- (1) 地球温暖化対策推進法の規定により、市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備
- (2) 農山漁村再生可能エネルギー法の規定により、市町村の認定を受けた設備整備計画に基づき使用される設備
- (3) (1) 及び (2) に準ずるものとして、市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される設備



(3) の事業計画について、令和6年7月に第1号を認定、令和7年8月に第2号を認定

## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

### 【認定事業の概要】

#### < 1号目 >

事業名：白石越河風力発電事業

事業者：合同会社白石越河風力（東北電力 100%出資）

容量：33,600kW (4,200kW × 8基)

所在地：白石市小原字菖蒲沢 外

主な地域貢献策：地元小中学校への環境教育（施設見学）に対する協力、  
白石市及びまちづくり協議会が実施する事業に対する支援、  
工事・メンテナンス業務の地元業者への発注

#### < 2号目 >

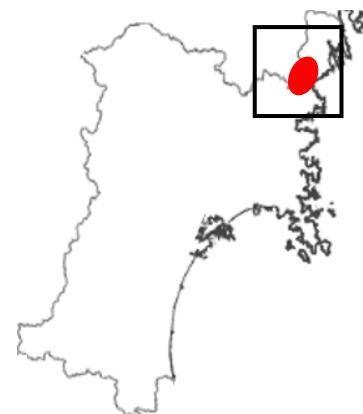
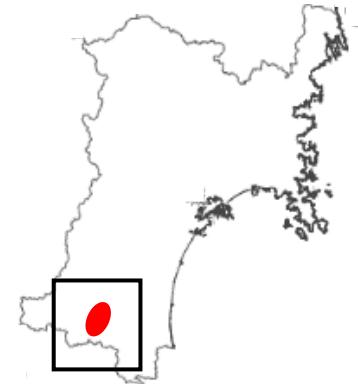
事業名：気仙沼市本吉町寺要害・深萩地区太陽光発電事業

事業者：miyagi motoyoshi solar 合同会社（EDPR JAPAN株式会社 100%出資）

容量：19,500kW

所在地：気仙沼市本吉町深萩 外

主な地域貢献策：地域の山（学校林等）における森林教育活動に対する協力、  
地元振興会や各組合、地元福祉・老人介護施設、ボランティア団体等への賛助や  
各活動への参加、工事業務の地元業者への発注



## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

### 認定基準（再エネ地域共生促進条例施行規則第7条第6項）

- 1 地域の脱炭素化のための取組の内容が、設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的・社会的条件に照らして適切であること。
- 2 地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容が、設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的・社会的条件に照らして適切であること。
- 3 設備所在市町村の再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出削減の方針に照らして適當であること。
- 4 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について、所有権等を取得するために直接必要な準備を行っていること。
- 5 再生可能エネルギー発電設備を、電気事業者が維持・運用する電線路と電気的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得るために直接必要な準備を行っていること。
- 6 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第6条で定める次の（1）～（6）の基準に照らして適切であること。
  - (1) 施設を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施することであること。
  - (2) 外部から見やすいように、事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げることであること。
  - (3) 申請に係る施設の廃棄その他の当該認定の申請に係る事業を廃止する際の施設の取扱いに関する計画が適切であること。
  - (4) 申請に係る施設の種類に応じて適切に事業を実施することであること。
  - (5) 申請に係る事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守することであること。
  - (6) 申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

定量的な基準ではなく、  
地域の実情や地域の要望  
に沿った取組が必要

## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

### ポイント：地域協議会での協議

地域の合意形成等を図るために地域協議会が設置され、当該協議会において地域と共生する事業として、「適」とする決議がなされている。



### この決議を踏まえ、市長認定及び知事認定

#### 【主な協議事項】

- 地域の脱炭素化のための取組、**地域の環境保全のための取組**、  
経済及び社会の持続的発展に資する取組（**地域貢献策**）の内容  
廃棄費用の積み立て状況の市への報告 など

## 4. 非課税となる事業計画の認定の状況

○事業者が地域とコミュニケーションを図り、地域の実情・要望に沿った取組を協議

→ 事業計画書兼認定判断シート（ガイドライン 様式・参考資料編）を活用

（2）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

### 地域の課題等（記載例）

- ・ 人口が減少しており、就労の場を確保し、若者人口を増やしたい。
- ・ ○○温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やしたい。
- ・ 林業は就業者が減少しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。

### 左記を踏まえた取組の内容

- ・ ○○○○…
- ・ ○○○○…

事業者が、地域住民等関係者（市町村を含む）から地域の課題等をヒアリングし、その課題等を踏まえ、取組の内容を検討（事業者が記入）

### 上記事項に関する協議会の評価（※）

### 適否の判断（※）

協議会において、上記の取組の内容について協議し、協議会としての評価と適否を判断（協議会が記入）

## 5. まとめ

### ポイント

- 再エネ地域共生促進税は、**再エネの抑制を目的としているのではなく、地域と共生した事業を非課税とすることで、再エネの地域共生を促進することを目的としている。**
- 県としては、本税を適切に運用するとともに、**ガイドラインの運用**をはじめ、意形成に向けた**地域協議会の運営に関する助言、運営費用の助成など、伴走型の支援**によって、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくこととしている。
- 税条例の条文やガイドラインのダウンロードはこちら（県HP）  
[https://www.pref.miagi.jp/soshiki/saisei/kyousei\\_tax.html](https://www.pref.miagi.jp/soshiki/saisei/kyousei_tax.html)

一般経済紙「週刊ダイヤモンド」に本税の記事が掲載されています。

【2025年11月29日号】

<https://diamond.jp/articles/-/376542/>



御清聴ありがとうございました。